

デンマーク絶対王制中期の社会政策に関する基礎研究（3）

ークリスチャン6世治世（1730-1746年）を中心にー

佐保吉一

Fundamental Study on the Danish Absolute Monarchy in the Period of Intermediate Term (3)

- Focused on Christian VI's Social Policies -

SAHO Yoshikazu

Abstract

The aim of this paper is to examine the social policies of the Danish King Christian VI (king: 1730-1746) by using laws issued during his reign.

The absolute monarchy was officially, documentarily and peacefully introduced into Denmark in January 1661, by the King Frederik III (king: 1648-1670). Since then a series of measures were taken to secure this new system and the Danish absolute monarchy was consolidated basically during the reign of Christian V (king: 1670-1699). And his grandson, Christian VI was a very different from his father Frederik IV. Christian VI was small of stature, physically unattractive and spoke in an unusually high tone voice. He had poor health and suffered various illness, but regarded as intelligent. He was deeply influenced by pietism and urged the social reform in the field of school education and agriculture. The court itself became rather somber place during his reign and public entertainment was limited. Christian also supported economic development and during his reign the first Asiatic Company (1732) and Kurant Bank (1736) appeared.

Major social policies he realized between 1730 and 1746 were as follows:

- 1) influenced by the Pietism, issued a decree that regulated mandatory church attendance on Sundays and Holidays (1735). And compulsory confirmation was introduced in 1736.
- 2) tried to establish the common school system: In 1739 the king mandated compulsory education, free for the children of the poor, but popular resistance doomed this reform the year after.

- 3) measures against agricultural crisis, introduced “adscription to the soil (stavnsbånd)” in 1733, combining with the militia system

Although the King Christian VI was the first Danish king for two centuries not to wage the war. But simply he lacked self-confidence and relied heavily on his advisors. Therefor his absolute monarchy was influenced by his advisors and high-ranked officials, who also shared warm understanding towards pietism. So in reality during the reign of Christian VI, the talented bureaucrats led the country's policy. And this is the beginning stage of “bureaucratic absolute monarchy”.

はじめに

筆者はデンマーク絶対王制中期における社会政策を各国王の治世をもとに考究しているが、本稿では 1661 年に絶対王制が成立して 4 代目のクリスチャン 6 世（在位 1730-46）を取り上げ、彼の治世における社会政策の特徴を公布された勅令を中心に考察していく。その上でその治世下における絶対王制の特徴を明らかにしたい。

そのために次章ではまず、クリスチャン 6 世が新たに国王に就任した 1730 年頃のデンマークの状況を概観する。

1. 国土と新国王

1-1 1730 年頃のデンマークとその社会

当時のデンマークは地理的に見ると、現在よりかなり範囲が広く、1730 年に王位を継承したクリスチャン 6 世の正式な称号は、デンマーク＝ノルウェー王国・ヴェンド人・ゴート人の王、スレースヴィ・ホルシュタイン・シュトーマルン・ディトマースケンの公爵、オルデンボー・デルメンホースト伯爵¹⁾であった。このほかにデンマークはアイスランド及びフェロー諸島を支配し、グリーンランドにも利権を有すと共に、インド、ギニア湾岸、西インド諸島にも貿易拠点や植民地を所有していた。

さて、1730 年頃のデンマークの基本的状況であるが、スレースヴィを除くデンマーク本土（約 3.7 万平方キロメートル）の人口がおおよそ 70 万人であった²⁾。そのうちの 80 パーセントが農村部に住み、残りの 20 パーセントが首都コペンハーゲンと当時 67 ヶ所あった地方都市 Købstad に半々の割合で居住していた。総人口の約 70 パーセントが直接農業と関わっており、当時のデンマークは典型的な農業社会であった。土地所有の面から見ると、基本的には 15 世紀中葉と同様な封建的土地所有制度が存続しており³⁾、国土の 4 分の 3 が総人口の約 0.5 パーセントを占める貴族など領主層の所有地で、その所有地はさらに約 1:9 の割合で、領主直営地と農民耕作地（小作農地）に分かれていた。国土の残りの僅か 4 分の 1 が王領地であったが、それも財政的理由から次第に売却されていき、18 世紀中頃には 5 分の 1 に減っていた。この土地配分からも明らかのように、当時のデンマークは絶対王制下にあるとはいえ、国土の大半を所有している

貴族の経済的・社会的影響力は依然強く、特に地方においては時に王権を凌ぐ場合もあった。

次に農村の構成をみてみたい。1733 年頃のデンマークの農村部には約 56 万人が住んでいたが、生産機構からすると、地主、自作農、小作人、小屋住み農民および農業労働者、奉公人、そして自己扶助の出来ない貧民のグループに分かれていた。まず、地主は農村総人口の約 1 パーセントを占め、免税（国税及び 10 分の 1 税）の恩恵を受けた上に、小作人の賦役労働によって種蒔きから収穫までなされていた。この賦役労働は地方ごとに地主の恣意のもとに実施され、小作農にとっては大きな負担であった。また地主は所有地住民に対する法的処罰権や、大きな地所では裁判権、そして 1733 年以降はそれらに加えて「徴兵権」を持つにいたる。その上地主は、小作農民に対する国税徴収人としての役割も果たしていた。これらのことより、地主は農民に対して当然のことながら、圧倒的に優位な立場にあったといえる。デンマークの農村人口の特徴は、自作農が少なく小作農が多いことである。その自作農は当時の農村人口の僅か数パーセントを占めるに過ぎず、所有農地も農地全体の 1.5 パーセント程度で、農村においてはマイノリティーであった。これに対して農村人口の約 40 パーセントを占めていたのが小作人である。小作人は地主との間で終身の小作契約 *fæstekontrakt* を結び、農地・家屋・道具を借用した。その見返りに小作人は通常収穫の 20-25 パーセントに相当する固定現物地代 *landgilde* を地主に支払い、地主直営地での恣意的な賦役労働負担も過重であった上に、十分の一税・国税の納入義務も負っていたため、その生活は一般的に豊かではなく、農業に再投資する余裕など殆どなかった。さらに彼ら（男子）は 1701-30 年は実質上民兵徴集制により、1733 年以降は土地緊縛制により、移動の自由は極めて制限され、生まれた土地に拘束されていた。当時、全国には約 50,000 の小作農地があり、そこではライ麦・大麦などが作られていたが地主直営地と比較するとその生産性は著しく低かった。そして、小作農地の新設が法的に禁じられてその数が固定されたため、農家の次三男や小作人に嫁ぐことが出来なかった女子は、自分の父親よりも低い社会階層で職を得るか、農村社会から出て行くしかなかった⁴。次に小屋住み農民であるが、彼らは地主から家を借りるか、自作農民または小作人の家で間借りをしていた者で、その数は農業労働者と合わせて、小作人とほぼ同数であった⁵。この小屋住み農民の規模は 18 世紀を通じて小作農地が増加しないにもかかわらず増加基調にあり、以前からあった小屋住み農民→小作人→小屋住み農民というライフサイクルが世襲小作制の増加により、生涯を小屋住み農民で終える者が増えてきた。彼らは家主のために一週間に数度の賦役労働力を提供し、その他の日は生活のために自作農や小作人のもとで日雇い農業労働者として働いた。なお、農業労働者は純粋に自分の労働力を売って生活する者で、小作人や小屋住み農民の家で間借りをしていたが、当時、農業労働者と小屋住み農民の差異は明確ではなかった。奉公人は農村人口の約 5 分の 1 弱を占め、地主、自作農、小作人の家に住み込み、半年から一年程度の期間働いた。当時、普通の農家には男女 1 人ずつの奉公人が住み込んで働いており、彼らの賃金は地方ごとに固定されていた。年齢的には 10 代から 30 代の者が中心で、結婚してからは大半が小屋住み農民もしくは農業労働者となった。

そして最後に貧民と呼ばれる最下層民がいる。具体的には老人、精神障害者、身体障害者、未婚の母など貧困ゆえに自力では生活不能で他人からの世話が不可欠な者が属していた。シェ

ラン島には当時、このグループの者が全人口の約 1 割もいたことが明らかにされている⁶。彼らの扶助は 1708 年の救貧法(Forordningen af 24. september 1708⁷)の規定「自己扶助できない者を救済するのは社会の義務である」に基づいて個々の農村ごとに教区牧師が中心になって救済していたが、十分なものとはいえなかった。またこの他の農村社会を構成する人的要素の中に、居酒屋、教区牧師、教会書記、学校運営者、役人等がいたが、その数は極めて少なかった。

1-2 新国王クリスチャン 6 世

クリスチャンは 1699 年、父親フレデリック 4 世、母親ルイセ Louise af Mecklenburg-Güstrow の長男として誕生した。ドイツ人のシュローデル J.W. Schroder の教育を受けたため知識も豊富で、父王よりもよい教育を受けたとされる⁸。デンマーク語は分かるが、日常的にはドイツ語を用いた。彼が育った宮廷では当時敬虔主義⁹が流行りだした頃であり、父親の重婚が多感な年頃のクリスチャンに大きな影を落としていた。特に 2 度目の重婚相手となったアンネ・ソフィエ・レーヴェントロウ Anne-Sophie Reventlow を嫌悪しており、そのことで父親のフレデリック 4 世とも不和な状態が続いた¹⁰。

そして、自身は 1721 年、ドイツ人のソフィエ・マグダレーネ Sophie Magdalene af Brandenburg-Kulmbach と結婚した。彼女もクリスチャン 6 世同様、敬虔主義に惹かれ、派手さはなく夫妻揃って国民の前に姿を現すこともめったになく、歴史上最も不人気の王妃であったとさえ言われる¹¹。

クリスチャン 6 世は大北方戦争終結後の不況の最中、1730 年に王位に就いた。健康に恵まなかった国王の治世は僅か 16 年余りと短期間ではあったが、振り返ると後述のように次代に影響を与える重要な政策を実施している。また在任中、絶対王としては初めてだということが 2 点指摘できる。一つは次代の国王に対して政治的遺訓を残さなかったこと、もう一点は、戦争が勃発しなかったことである。1661 年に名実ともに絶対王制が導入された後、誕生したばかりの新しい政治体制を守るために、潜在的な脅威である旧体制の支配階層である貴族達を念頭においた政治的遺訓が、例えばフレデリック 3 世からクリスチャン 5 世へ、クリスチャン 5 世からフレデリック 4 世へ、フレデリック 4 世からクリスチャン 6 世へと、代々伝えられてきた。それがクリスチャン 6 世治世下に作成されなかったことは、もはや旧デンマーク貴族が脅威ではなくなったこと、換言するとデンマークの絶対王制が国内的に安定期を迎えたことを示している。また、フレデリック 3 世時代にはカール・グスタヴ戦争(1 次: 1657-58、第 2 次: 1658-1660)、クリスチャン 5 世時代はスコーネ戦争(1675-79)、そしてフレデリック 4 世時代は大北方戦争(1700、1709-20)、と失地回復を目的に隣国スウェーデンと各治世下で戦争が行われた。しかしクリスチャン 6 世時代には、経済危機は経験するものの、戦争は勃発せず対外的に平和な時期を迎えることが出来たのである。

クリスチャン 6 世は父王と同様仕事熱心であった。即位時に表明する標語 valgsprog「神そして我が民のために For Gud og mit Folk」がそれを示している。絶対王としての義務に対する心構えも有していた¹²。また、敬虔主義に傾倒し、顧問との会合の際も、まずは神への祈りから始まったと言われる¹³。ただ、多くの歴史家が指摘しているように性格的には恥ずかしがり

屋・無骨 sky og kejtet、責任と決定において臆病であり、国を代表したり儀式的なことにも向きであった。意識的にも国民と距離を置いており、国民の前に出て行くということを全く欠いていた¹⁴。出入りを嫌って「城のまわりに鎖」を施したほどである¹⁵。国王夫妻がそのような状況であったため、当時の宮廷も派手さはなく暗い雰囲気であった。同時代を生きたホルベアも「宮廷のメンバーが、古い猫のように慎み深い ærbar som gamle katter¹⁶」と、当時の宮廷の様子を評している。

一方でクリスチャン 6 世はその内面的な性格とは正反対に、在任中にクリスチヤンスボー城やヒュースホルム城、エルミタージュ館等の多額の費用がかかる大規模な建築物を建造している。この一件矛盾したようにみえる行為は、平素は国民に王としての自分の権威と力を誇示できないものを代替するものであったのかもしれない。

しかし、政策をよく振り返ると、後述のごとくよく練られて建設的に危機を乗り越えるための政策が実施されている。例えば経済が停滞する中、経済復興を目指す産業政策において、まず東インド会社を設立し（1732 年）、カリブ海植民地でのサトウキビ生産を増強するためにセント・クロイ島をフランスから購入し（1733 年）、そして、総合国家経済・産業省 Generallandøkonomi- og kommercekollegium を創設した。これらより国家が貿易と産業に本腰を入れるようとしていることが分かる。さらに 1736 年には初の民間銀行であるクラント銀行 Kurant Bank を設立して商業の振興を資金面からバックアップした。加えて同じ年には、コペンハーゲン大学に法学位制度 juridiske embedseksamen が導入され、行政機構に有能な大学法学部卒業者が登用されることになった。これも絶対王制における行政化に拍車をかけたことは明らかである。こうして、国王自身は意識したかどうかは不明であるが、道具として機能する国家行政組織を作り上げた。その結果、絶対王制における比重が、国王（個人）から国家（行政機関）へと、徐々にではあるが移行していき、絶対王制の性格も変化することになる。

1-3 新政権

王位交代に伴い、国王クリスチャン 6 世が嫌悪していた先代王妃アンナ・ソフィエおよびその親族は王宮から遠ざけられ¹⁷、そして彼らの支持者は王宮や政府の要職から解任された。クリスチャン 6 世は即位後人事刷新を行なったが、まずその前にデンマーク官房が独立した省庁になった。フレデリック 4 世の古い顧問が去り、代わって反対派からの者が登用された。プレッセン兄弟 Christian Ludvig og Carl Adolph von Plessen は重要な役職についたが、その在職期間は短かった。彼らの義理の兄弟ローゼン克蘭ツ Iver Rosenkrantz はデンマーク官房及びドイツ官房の長官となり、率直な市民出身のルーベノルン Poul Vendelbo Løvenørn は長官 overkrigssekretær として陸・海軍の最高官職を得た。

父王フレデリック 4 世時代は周りが大地主であり、官僚たちも同様であったが、クリスチャン 6 世時代には彼に忠誠を尽くし、身上的にも敬虔主義に親近感を有する市民出身の官僚が増えた¹⁸。そして大臣にも国王夫妻と同様、敬神で敬虔主義にも同情するような人を配置した。

さらに、旧デンマーク貴族を政治の中枢に取り立てないようという父親の政治的遺訓を守った形で、クリスチャン 6 世は ルーベノルや外相のシューリン J.S. Schulin、そして宮廷牧

師の J.B. Bluhme を登用した。また、1740 年頃までは従兄弟の伯爵 Christian Ernst af Stolberg-Werningerode に心を許して様々な事を相談している¹⁹。

また、1735 年には政治的視点の違いからローゼン克蘭ツを解任し、代わって移住してきたメクレンブルク家のホルステン Johan Ludvig Holsten がデンマーク官房を率いることになり、ドイツ官房はドイツ人牧師の息子シューリン Johan S. Schulin が指揮をとることになった。ホルステンとシューリンは二人とも誠実かつ有能でデンマーク政治にもうまく適応した。

そして上述のように 1736 年にはコペンハーゲン大学に法学位制度が導入され、行政機構に有能な法学部卒業生が登用されることになった。これも絶対王制における行政化に拍車をかける要因となる。

このように新国王の周りには、国王の敬神、敬虔主義を理解する市民出身の大臣や官僚が集まることになったのである。

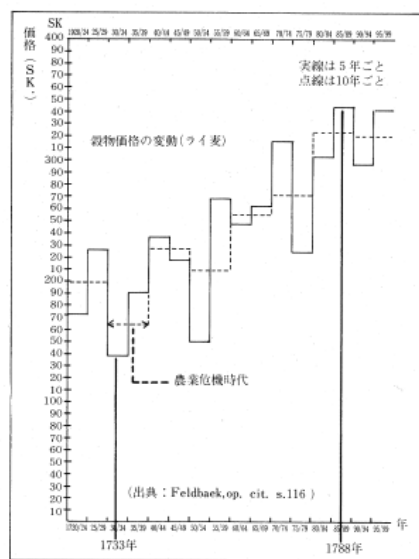
2. 土地緊縛制の導入

2-1 農業危機

デンマークにとっての大北方戦争は 1720 年に終結したが、その前後より穀物価格が下落し、農業が産業の中心であるデンマークはいわゆる「農業危機 landbrugs krise」の時代を迎える（図 1 参照）。特に 1730-34 年が最悪期で、1735 年頃より徐々に回復の兆しが見え始めたこの農業危機の中で地主層は、穀物価格の下落分を埋め合わせるには生産量を増加させるのが得策と考え、農民に対する賦役労働を一層強化した。これに対して農民は、兵役はある上に強化された賦役もあるという具合で、その重負担に耐えきれず、カール Karl²⁰のなかには逃亡する者が出てきた²¹。彼らは王領地など、賦役のより軽い土地、南ユトランド、そして賃金の高い都市や、果てはオランダにまで逃亡したのである²²。このような状況下、地主側は安価な労働力であるカールが逃亡したため、労働力が不足し、小作地の空きが多くなり、農地は荒廃してくる。そのうえ、穀物価格は下がる一方で、生産量が低下するにもかかわらず、放棄荒廃農地に対しても国税が課せられた。さらに、ただでさえ不評を買っていた兵役に、所有地の農民が登録されるというジレンマに直面することになる。政府はこの地主層の不満を減ずるために、1724 年、兵役に従事する者の割合を約 40 パーセント削減し、翌 25 年には兵士の処遇改善を定めた法令（Forordningen af 27. Marts 1725）を公布した。

2-2 土地緊縛制導入の背景

図 1. 穀物価格の変動（ライ麦）



1730 年 10 月 30 日、王位を継承したばかりのクリスチャン 6 世は、「誤用により国全体に、そして特に若年男子に大きな耐え難い困難と負担を強いた²³」という理由で、不評であった民兵徴集制を廃止した。この廃止勅令（Forordningen af 30. Oct. 1730）は公布直後は好評であったが、後に大きな問題を引き起こすことになる。すなわち、このある程度農民を土地に固定する役割を果たしていた民兵徴集制の廃止勅令が出たことで、農民たちは「自分たちは自由であり、自身が望まない限り小作農地を相続しなくてもよい²⁴」と思い、農地から離れる Karl を中心とした農民男子が以前よりも急増したのである。これは以前、民兵徴集制のもとで徴兵を怖れて逃亡した農民が、民兵徴集制が廃止されれば逃亡せずに所属農地に留まり、農業に励むだろうと考えた国王や地主の想定外のことであった。さらにまた当時農業危機に直面していたデンマークは、1730 年頃にかつて 18 世紀に経験した中でも一番の経済不況を迎えており、そのような最悪な時期に国王クリスチャン 6 世が民兵徴集制を廃止したことについて、今日では「思慮が足らなかった ubetænksom²⁵」と見なされている。

このような農業的には最悪の状況下、政府は状況を改善するため、1731 年に 11 パーセントの減税を実施し、同年 3 月にはカールを 8 年間農地に固定できる勅令（Fororningen af 5. Marts, 1731）を公布した。しかし、逃亡農民の数は増え続け²⁶、放棄農地²⁷の荒廃化進行や直営地の処分を迫られる地主も出てくるなど、地主層の不満が再度高まってきた。1731-32 年の冬にかけて、ユトランド地方の地主 J. マースヴィン Marsvin は農民の逃亡を防ぐために「農奴制 livegenskab」の導入を国王に提案している²⁸。国王自身この提案には反対であったが、これを機に民兵徴集制再導入の考えを持ち始める。そして同じ頃、ある地主から民兵徴集制廃止による多大な悪影響を指摘した上に民兵徴集制再導入を促す内容の匿名提案が国王のもとに届けられた²⁹。

これによって国王クリスチャン 6 世は先ほどの考えをさらに強めることになる。一方、軍事面では民兵徴集制廃止により、平時戦力の約 4 分の 1 に該当する 10,000 人を失った上に、当時の正規軍に占める外国人傭兵の割合も高く、その維持費が財政を圧迫していたため、それを安価な民兵で置き換えるべきだという意見が軍部からも出ていた³⁰。

以上のようなことを背景に、政府上層部を含む地主階級は安価な労働力を固定し、放棄荒廃農地問題を解決する「土地緊縛制」の導入、軍部からは兵力増強に繋がる「民兵徴集制再導入」の要求が高まり、これら両方の内容を含む勅令（Forordningen af 4. Februar 1733）が 1733 年 2 月初旬に公布されたのである。

2-3 土地緊縛制導入 -1733 年 2 月 4 日勅令の内容-

勅令は前文および本文 25 ヶ条より構成され、その主な内容は以下の通りである。

- 1) 地主は 60 tdr. htk.(1 tdr. htk.= 0.55ha)に 1 人の割合で兵士を出す義務を負う（2, 7 条）。
- 2) まだ小作地を相続していない、年齢が 14～36 歳の男子が兵役名簿に登録される（7 条）。
- 3) 兵役期間は通常 8 年間である（第 17 条）。
- 4) いかなるカールも、その主人が雇用を保障する限り、出生地より離れてはならない（第 18

条)。

- 5) 兵役終了者もしくは兵籍に登録されない年齢(37歳以上)に達した者は、法的に主人(地主)に雇用関係の解消を申しでることが可能で、それ以降その者はどこでも本人の望む場所で新しい雇用関係を結ぶことができる。

以上のなかでも重要なのが、全国的に14・36歳の農民男子が出生地に緊縛されたということと、以前は国家(軍部)にあった徴兵権が地主に与えられたことである。また、この勅令は一見すると、民兵徴集制に関する条項が中心であり、地主階層の要求である土地緊縛制についてはようやく第18条に登場するだけである。しかし、両制度とも本質的に「土地に農民を固定しておく」という共通基盤を有し、その意味では相互に密接に関連していた。

さて、この勅令の直接対象である実際の農民にとっては、時折実施される兵役訓練よりも、日常的に接している土地に、移動の自由もなしに拘束されている意味の方が現実としては大きかったと思われる。

2-4 土地緊縛制導入勅令の意義と影響

「1733年2月4日勅令」を成立した背景より振り返ってみると、バランス・オブ・パワーの観点からは、イェンセンが指摘するように本勅令は「王権と地主階層の妥協の産物³¹⁾」だといえる。それは勅令の中に農民を土地に固定するという共通基盤を妥協点にして、王権側(=国家・軍部)の意向である民兵徴集制と、地主側の提案である土地緊縛制の両方が含まれていることから明白である。また、これは国王自らが1730年の勅令で廃止した民兵徴集制を、地主階層からの要求を背景に約3年後、再導入した点において、さらにそれまで国家にあった徴兵権をあえて地主に与えたという点において、王権側からの大きな譲歩があったといえる。

さて、この「1733年2月4日勅令」公布の結果、地主たちは安価な労働力を固定出来た上に、徴兵権をたてに放棄荒廃農地を農民に強制相続させることもできた。なかには自由証明書 *fripas*³²⁾や旅行許可書 *rejsetilladelse* を農民に売りつけて特別収入を得る地主もいた³³⁾。結局、土地緊縛制を導入した「1733年2月4日勅令」は農民に対する地主の立場をより一層強化するものであったといえよう。

また、この勅令の影響、特に土地緊縛制導入の影響であるが、そのことに関してはデンマークでも本格的な研究はまだ行われていない。だが、勅令により農民の移動が制限されていたので、農村部からの労働力移入に頼っていた都市部で結果的に労働力不足が生じたことは紛れもない事実である³⁴⁾。

さらに、1733年に導入された二つの側面をもつ土地緊縛制ではその後の対外状況および外交政策の状況に合わせて、農地に固定される農民男子の数が、対象年齢を増やすことで増加されたのである。1741年には徴募人数が約2倍、そして兵役期間も4年間延長されるなど、民兵徴集制が強化されている。さらに翌1742年には土地に拘束される対象者の年齢が9~40歳となり、土地緊縛(制)が強化される。そして最終的には4~40歳の男子が移動を禁止されて農村に拘束されたのであった。

なお、この制度は周辺各国と防衛同盟が締結されて（特にロシアとの）外部環境が安定し、さらに穀物価格が上昇して農業危機が去った後、1788年に廃止された（図1参照）³⁵。

3. 宗教政策および教育政策

クリスチャン6世はこれまで見てきたように、敬虔主義の影響を大きく受けており、それが政策にも明確に現れている。特に宗教政策と教育（学校）政策にそれが顕著であり、本稿ではそれらを年代順に考察していく。国王が明確に意図したかどうかは別にして、公布した勅令を年代順にみていくと、まず一度廃止した安息日勅令を復活し、教会に行く義務を明確にしている。そして次の堅信式をうける勅令へつなぐが、そこでは教会で教育を受けた上でキリスト教徒として堅信式をうける必要があるとされる。そしてそれを受けるためにはキリスト教の教育を学校において、しっかり学習する必要がある、という具合に互いに連関している。以下、詳細にその内容を考察していく。

3-1 1735年の安息日勅令の再導入

当時の敬虔主義に影響され、先代の父王フレデリック4世は死去する寸前に安息日に教会の説教に行くことを義務づけ、さらに違反者には罰則を科すという安息日勅令を導入した（1730年4月21日）。そしてそれをクリスチャン6世は父親の死後3ヶ月で廃止している（1731年1月19日勅令）。その主要な理由は「デンマーク法（1683年制定）」の祭日に関する規定が大変素晴らしいからだという少し曖昧なものであった。しかしながら約4年の歳月を経た1735年に、「一部の住民が仕事や不必要な用事やその他世俗的な歓びのために日曜日と祝日に教会に行くことを怠った（1735年勅令前文）」という理由で、自ら廃止した父親が公布した1730年の安息日勅令とほぼ同内容の法律を再導入している（*Forordning om Sabbatens og andre helligdages tilbørlige helligholdelse*, 12. marts 1735. 以下本稿では1735年の安息日勅令と略）。

上述のような背景で公布された1735年の安息日勅令の要点は以下の通りである。

- ①教会での礼拝の時間に教会外にすることが禁止され、見つければ警察当局に引き渡され処罰される。日曜・祭日には、夕べの歌 *aftensang* が終わるまで労働や商売が禁止される。例外は薬局やパン屋、収穫期の農民である。違反者には罰則が課される（第2条）。
- ②飲食を供する場所の営業時間が定められ、違反する場合は処罰が行われる（第3条）。
- ③日曜・祭日において市門を出ての散歩や外出は、原則的に禁止される（第4条）。
- ④礼拝中の態度について、私語や歩き回ることが禁止される。キリスト教信者として相応しい態度が求められる（第5条）。
- ⑤結婚披露宴のような宴会は都市においては平日での実施が推奨され、農村においては平日が労働日であるため、安息日での開催が認められている（第6条）。
- ⑥説教の後、教会ではカテキスムスを教え、必要に応じて口頭試問も行なわれる（第7条）。

- ⑦日曜・祭日およびその前夜に、演劇、宴会、パーティ、仮面舞踏会等の娯楽の開催が禁止される。違反する場合は警察等が事情を聴取し、罰則が課される（第8条）。
- ⑧軍隊における士官は人々の模範となるよう熱心に教会に通うことが求められる（第9条）。
- ⑨本勅令に関する罰金は貧民や最も必要な者のために使われる（第10条）。

第1条、第2条は様々な場合が列挙されているため条文が長く、さらに詳細な処罰内容が具体的に挙げられている。例えば処罰は、最初は罰金であるが、支払うことが不可能であれば、教会敷地内に設置されている「さらし台 Gabestock（身体を拘束される場合もある）」に、初回は1時間、2回目は2時間、3回目は3時間さらされる、という具合であった。このさらし台での処罰は信者への警告、見せしめであった。内容的にみると父王が1730年に公布した勅令のほうが処罰等より厳しいものであったが、本勅令では例えば天候不順、収穫の際には日曜・祝祭日に仕事をするのが容認されるなど、例外も認められている³⁶。

また、これは勅令を読めばよく分かることではあるが、演劇、宴会、パーティ、仮面舞踏会等の娯楽は全面的に禁止されたわけではなく、日曜・祝祭日とその前夜だけに禁止されていただけであり、平日に禁止されていたわけではない。

さらにこの法律の内容を周知させるために、年に2回本勅令を信者の面前で読み上げることが教会側に課されている³⁷。この1735年の安息日勅令が現実的にどの程度拘束力を有したかは不明であるが、例えばスウェーデンの外交官報告では日曜日に教会に行かず旅籠屋 Taarbaek Kro で楽しんでいる人々の様子が述べられている³⁸。なお、この教会へ通うことの義務は、1845年3月26日の勅令で廃止される³⁹。

3-2 1736年の堅信式導入

1736年はデンマークにおける宗教改革200周年の記念すべき年であった。そのなかで同年、宗教に思い入れが深い国王クリスチャン6世が導入したのが「堅信式 Konfirmation」であった。またこの措置は、国王の見解すなわち国民の間に教会におけるキリスト教の教えに対する無知と無関心さが広まっていることへの対応でもあった⁴⁰。

一般的に「堅信式導入勅令」と呼ばれるこの勅令の正式名称は Forordning Angaaende den tilvoxende Ungdoms Confirmation og Bekræftelse udi deres Daabes Naade（成長期にある青少年の堅信式および洗礼の恵みの確認に関する勅令）である。前文と本文12ヵ条より構成されている。その概要は以下の通りである。

- ・第1条：「堅信式の義務化」

堅信式を受けることが子ども達にとって一般的義務であることが示される。

- ・第2条：「義務教育 undervisningspligt」

学校で必要なキリスト教の知識を教授された後、初めて堅信式を受けることができることが示される。

- ・第3条：「堅信式を準備する親の責任」
子ども達を堅信式の準備にやるのが親の責任であることが示される。
- ・第4条：「教育の目的」
牧師が子ども達に神の言葉を文字の通りにではなく、生きた知識として教授することを求めている。
- ・第5条：「堅信式の時期」
堅信式を開始する時期が明示されている。通常は復活祭後の最初の日曜日から始めるが、信徒の規模によっては聖ミカエルの日（9月29日）の後の最初の日曜日、または新年を迎えた後の最初の日曜日から開始する。
- ・第6条：「堅信式を受けるまでの準備」
両親は子どもの堅信式が近づくと、そのことを教師に告げなければならない。そして告げられた教師は、その子どものキリスト教の知識等を見極めなければならない。
- ・第7条：「子ども達の真の改宗(omvendelse)」
授業の中で教師は子ども達に魂の真の力を感じたかを確認すべきことが示されている。
- ・第8条：「堅信に対する見解 indstlling」
教師が洗礼を受ける準備が整っている子どもと、準備に至っていない子どもを見いだすこと、および準備が整っている者は洗礼時のことを立会人ともども思い返し、神との約束を再確認することが求められている。
- ・第9条：「堅信式を受ける者に対する祈り」
教師は堅信式の8日前に、誰が式を受けるのかを信徒に周知し、さらに当該者に対しては信徒が心からの祈りを捧げるよう求めている。
- ・第10条：「堅信式に参加する者への試問」
堅信式は牧師の説教の後すぐに開始され、信徒に子ども達が学んだことを知らせることになる様子が、子ども達の立ち位置を含め子細に示されている。
- ・第11条：「堅信式の進行」
牧師が堅信式で説くべき内容や祈りが細部にわたって具体的に示されている。本勅令中最も長い条文である。
- ・第12条：「牧師の選択と本勅令の公布」
2人以上該当の牧師がいれば両親は子どもの堅信に向けて、相応しい教師を選択できるとや、説教台から本勅令を読み上げて全ての者にその内容を周知すべきことが述べられている。

堅信式の導入自体は例えばスレースヴィではすでに1733年に実施されており、目新しいものではなかった。新しい点は、堅信式に先行する準備、即ち第2条で明示されている「いかなる子どもも、その前に学校に通い必要なキリスト教の知識が教授されていないならば、堅信式はとりおこなえない」ということである。ただ公立学校が設立されていない場合は、最後に教区牧師が教理問答を行ない、試問をしてから堅信を確認出来るように、教会書記やそれに相応し

い人物が神のことを知るように教えなければならない、と規定されている。

この勅令は堅信式に関してあらゆることを詳細に述べているが、主眼はいかなる子どもも少なくともまず学校に行かなければ、この堅信式を受けることが出来ないところにある。それゆえ、学校における義務教育が必要で、それが次に述べる 1739 年の学校令で導入される。1739 年の学校令はいわば堅信式導入のための必要な結果なのであった。この意味でこの堅信式勅令は実はデンマークの学校制度の発展に大きく寄与している。

堅信式を受ける者の対象年齢は当初示されておらず、1759 年の勅令（Forordning af 25. Mai, 1759）で初めて満 14 歳あるいは 15 歳になった者とされた。一般的には満 19 歳になるまでに堅信式を迎えるようにとされた。

堅信式を未経験の者を聖餐に参加させれば、牧師自身に罰金が科されたり、堅信式を受けない者は軍人になれず、小作契約も結ばず、結婚も許されなかった。それほど重きが置かれたのである。

これまで検討した安息日勅令（1735 年）、堅信式導入勅令（1736 年）といった一連の法律を通じて、敬虔主義はデンマーク社会におけるモラルと教育を向上させることに寄与したといえる。

3-3 1739 年の学校令

学校教育に関してはクリスチャン 6 世の父フレデリック 4 世が 1721 年に騎士領に約 200 校の学校を設立している。騎士学校創設は王領のみであり、それは全土の 5 分の 1 に過ぎなかった。敬虔主義に賛同するクリスチャン 6 世はキリスト教の知識を広める学校教育を全国に拡大することを欲した。そしてその教育レベルの向上も意図する。

国王がデンマーク＝ノルウェー両王国における全ての教区に学校を設立しようとする決断の後押しをしたのが、宮廷牧師のブルーメであった。彼は既に 1734 年に提案を行ない、学校教育なしに若者は説教も理解できないし、聖書も読めないことを指摘している⁴¹。そして 1735 年 2 月には教区の当局に校舎と教師の給与に関する問い合わせを行なうと、各地域からは教師の月給や資格についての意見が様々寄せられた⁴²。ここで注目したいのは上からの押しつけではなく、関係機関から事前に意見を聴取していることである。

そして 1736 年 8 月に、国王は学校委員会 Skolekommission を設置した。メンバーは歴史家で法律家のホイヤー Andreas Hojer、官房のメンバー、シュローダーそしてブルーメであった。この委員会での推進役はブルーメで、委員会では例えば学校が新たに約 700 校必要であるとの見積もりも出している。そのことも含む委員会答申が提出され、国王の意向も含めてさらなる検討を行うために、「拡大学校委員会 en udvidet Skolekommission」が設置された（委員長は官房長官のホルステイン J.L.Holsten）⁴³。このような段階を踏んで、ようやく 1739 年 1 月に農村部に対する学校令（Forordning om Skolerne paa Landet i Danmark, 23. januar 1739）が公布された⁴⁴。なお、政治指導部としては 1736 年の時点で宗教的な理由から学校令を出すことを考えていたが、当時はまだ大北方戦争後の農業危機が続いており、実現が困難であったため、この時期の勅令公布となったのである。

学校令は前文と条文 40 条から成る。次に主な内容を示す。

- 1) 教会書記 Degn について（第 1 条～第 7 条）
- 2) 教師 skoleholder の採用について（第 8 条～第 13 条）
- 3) 伯爵・男爵領における学校について（第 14 条）
- 4) 学校の監察について（第 15 条～第 20 条）
- 5) 校舎の建物について（第 21 条～第 24 条）
- 6) 教会書記および教師への賃金について（第 25～第 27 条）
- 7) 学校の備品について（第 28 条～第 30 条）
- 8) 財政について（第 31 条～第 35 条）
- 9) 学校及び教育の義務について（第 36 条～第 40 条）

以下、重要な点を抽出して検討を加えていく。

本勅令の最も重要な部分である義務教育（教育を受ける義務）については、ようやく後半の第 36 条に述べられている。貧民も含めて全ての子どもは 5, 6 歳から「信仰の動機、祝福の道、福音教会の教え」を学ぶ。基本は読みであり、書くことと算数については義務ではなく、その教育を望む親が授業料を負担することが求められた。また農繁期には欠席することが認められている。学校の経費については、学校の所在する地域（農村）社会全体が負担を負い、なかでも最大負担者は地主で、彼らはそれを収穫見積高 hartkorn に応じて支払うことになった。さらに興味深いのが、学校での教育期間、即ち就学期間が明示されていないことである。牧師が聖書を読む力が付き、子ども達のキリスト教知識が十分だと判断した時点で教育が終わるのである（第 37 条）。重要なのは時間ではなく学習した内容だということである。現代の視点からみてもある意味理想的な教育の姿がみて取れる。

またデンマークの教育の特徴であるホームスクーリングも教区牧師の許可があれば認められている⁴⁵（第 38 条）。

勅令に盛られた事項が現実的にどのように実行されたかは別にすると、本勅令は歴史上初めてデンマーク全土を対象にした義務教育令となっている。またこの学校令は「野心的だ」と評されることがある。なぜなら資格を有した教師は少なく、教材も不足していたからである。そしてそれが公布されたのは未だ農業危機の真最中だったからである⁴⁶。

さらにデンマークと同君連合を形成するノルウェーでも同様な義務教育が、1739 年 1 月 23 日の学校令で導入されている⁴⁷。ノルウェーでは自作農が多く地主が少ないため、地域の有力な自作農が牧師、教会委員 provst、司教と協力して責任を持って学校運営がなされた。農村の人口構成によって運営主体が異なるのも興味深い。

3-4 1740 年の学校令修正

1739 年の学校令が公布されて以来、大きな負担を負うことになった地主の側から数多くの抗議が相次いで寄せられた。その背景には当時デンマークが未だ引き続く農業危機に瀕してい

たことがあり、1739年の学校令は修正を余儀なくされたのである。特に学校の経済的運営面での変更が加えられた修正版が翌1740年4月に公布された(Plakat og nærmer Anordning angaaende Skoler paa Landet i Danmark 29. April 1740)。

修正されたのは次の点であった。まず教区牧師と現地行政担当者に任されていた設置する学校の数と立地については、地主に一任することになった。また校舎は新築である必要は無く、小作人居住家屋 *Fæstehus* で十分であるとされた⁴⁸。遠隔地には教会書記あるいは教師が派遣され、農場で授業を行なうことも認められた(第2条)。さらに教師の給料も最大土地所有者が決定することになった(第5条)。そして勅令で定められていた学校税と収穫見積高に対する課税も見送られた(第6条)。

デンマークの絶対君主であるクリスチャン6世が、各方面の意見も聞きながら満を持して公布した学校令の内容が、僅か1年で地主たちの申し立てによって変更される事態となった。このことからいくつかの特徴が指摘できる。まず、大北方戦争後の農業危機が未だ深刻であったことである。加えて凶作や口蹄疫病も広がるなか、当時は農村が疲弊しており、直接的な被害を被っている地主の申し立てを無視することは出来なかったのである。また当時は王権が農村社会を直接統治できておらず、地主を介して間接的に統治していたことが窺える。さらに、地主の声によって一部政策が変更されたことより、絶対王制自体が実は柔軟性を有したことも指摘できる。

いずれにせよ、クリスチャン6世は修正に応じてでも、全土にキリスト教の知識を広める義務教育のための学校設立を望んだのである。

修正も含めた1739年の学校令は国家権力が初めて、学校政策として、全ての子どもは教育を受ける義務があること、そして最終的なかたちで義務教育を導入したこと、さらに学校という形式を教会のひいては国家の監督下にあるシステムに編入したことを示している。

クリスチャン6世治世下の学校教育は宗教的な意味があるだけでなく、学習を通じて読み書き・算数ができる農民が誕生し、そのことがデンマークの農業(農民社会)を近代化する大前提になっているという意味でも重要である。その前提をもとに18世紀後半に農業・農民に関する大改革 *de store landboreformer* が実現することとなる。

おわりに

クリスチャン6世の治世は父王の統治期間の半分である僅か16年間であった。その大半は大北方戦争の影響で農業危機が進行し、経済再建が強く求められた時代でもあった。その中で国の主産業が農業であったデンマークは農業危機を克服するために、1733年に土地緊縛制を導入した。これによって地主層の意向に沿う形で安価な農業労働力を固定できたうえに、民兵徴集制とも抱き合わせて国防にも資する形となった。そして民兵の徴収権が地主に与えられて、農村社会における地主の影響力がますます増大した。経済再建については担当省庁である総合国家経済・商業省が1735年に設置され、国家が意図的に関与することで経済も上向くことになった。また、低迷していた穀物価格もオーストリア継承戦争の勃発を意識して投機が始まり、1740年頃からようやく回復に向かうのであった。これ以降デンマークは「中立」を旗印に商業

的に発展し、次のフレデリック 5 世時代は「商業発展時代 florissante handelsperiod」と呼ばれる。

一方で国王クリスチャン 6 世が敬虔主義の影響を受けて実施した宗教・学校政策であるが、宗教的にも敏感であったクリスチャン 6 世が、デンマークで宗教改革が実現して 200 周年にあたる 1736 年を強く意識していたことは間違いない。その年に上述のような現在にまで続く堅信式を導入している。そしてその前提として、日曜日及び祝祭日に教会へ行くことを義務づけた安息日勅令を 1735 年に再公布したのである。満を持して公布した堅信式勅令には、堅信式を受ける前提として、学校での読み書きを含むキリスト教教育が求められた。さらにその教育を実現するものとして、義務教育を明確化した 1739 年の学校令が公布される。ただ農業不振が続くなか、負担が大きい地主層からの反対に遭い、翌年には修正を余儀なくされ、国王クリスチャン 6 世が当初望んだような全国一律の義務教育制度とはならなかった⁴⁹。しかし、その考えは 18 世後半の啓蒙主義の広がりやその影響を受けた改革の進展もあって、1814 年に結実する。世界でも早い時期に一般義務教育が導入されるのである。

また、クリスチャン 6 世時代の農業政策および学校政策から浮かび上がるのは、地主層の力である。地主層の要望・抗議によって、土地緊縛制が導入され、さらに学校令も一部修正をせざるを得なかった。なお、デンマークでは 18 世紀後半農業・農民に関する改革が強力に推進され、その結果賦役等地主たちが有していた特権が制限されはじめ、自作農も増加していくことになる。

クリスチャン 6 世はその内向きという性格もあり、父王のように素早く決断が下せなかった。そのために周囲の顧問の専門的意見を聞くことが多かった。逆に言うと周囲の専門家の意見が国政を左右し、主導する機会が増えたのである。また、1736 年にはコペンハーゲン大学に法学位制度が導入され、優秀な人材が中央行政機構に入ってくるようになった。それもあってクリスチャン 6 世時代には市民階層出身の官吏（官僚）が増加する。彼らは国家や社会に対して新しい考えを持ち、さらに自由や平等に関する考えも有しており、改革期に大きな影響を与える。彼ら官僚の意識も、「国王」に仕える → 「国家」に仕える、と変化するのである。この動きはフレデリック 4 世の「国王主導型絶対王制」とは一線を画くもので、「官僚主導型絶対王制」、換言すると官僚絶対主義が機能していたといえる。それが顕著に見られるのが次王フレデリック 5 世およびクリスチャン 7 世の治世期である。次稿ではフレデリック 5 世の治世における社会政策および絶対主義を考察したい。

註

¹ 原語表記は次の通りである。Kong til Danmark og Norge, de Venders og Goters, hertug i Slesvig, Holsten, Stormarn og Ditmarsken, grev i Oldenburg og Delmenhorst

² Cf. Johansen, H. C.: Dansk socialhistorie Bd. 4, K. 1979, s. 55.

³ Vibæk, Jens, Danmarks historie Bd. 10. K. 1978, s. 56.

- ⁴ ここに、18 世紀後半以降、顕著になる農民分解の要因の一つがあると思われる
- ⁵ この割合には地域差が見られ、ユトランド地方では小作人の方が多く、フュン地方では小屋住み農民と小作人の数はほぼ等しく、シェラン地方では小屋住み農民の方が多数を占めた。 Feldbæk, Ole: Gyldendals og Politikens Danmarkshistorie, red. Olaf Olsen, Bind 9, K.1990.s.36.
- ⁶ Hansgaard, Torben: Landboreformerne i Danmark i det 18. århundrede -Problemer og syspunkter-, K. 1981. s. 21.
- ⁷ 1708 年の救貧法については拙稿「デンマーク絶対王制中期の社会政策に関する基礎研究 (1) -フレデリック 4 世治世 (1699-1730 年) を中心に-(上)」『東海大学文化社会学部紀要』第 5 号、2021 年、9-10 頁を参照。
- ⁸ https://denstoredanske.lex.dk/Christian_6.
- ⁹ 敬虔主義 pietismen とは、プロテスタント内の信仰復興運動であり、17 世紀末にドイツの北部の都市ハレで始まった。信仰上の覚醒運動であり、当時のルーテル教会にはびこっていた正統主義・形式主義に対校するものであった。敬虔さに重きを置き、内面的・個人的な神への信仰を元とした人生を求めた。この考えがドイツを通じてデンマークには 18 世紀初旬に伝わってきたのである。
- ¹⁰ クリスチャンは妹の Sofie と共に、疎んじられた母親で正式な王妃であるルイセを生涯にわたって支援し、アンナ・ソフィエを決して許さなかった。
- ¹¹ Cf. https://biografiskeleksikon.lex.dk/Sophie_Magdalene. Vibæk, op. cit., ss. 175-76.
- ¹² Feldbæk, op. cit., s. 122.
- ¹³ Vibæk, op. cit. s. 235.
- ¹⁴ Cf. https://biografiskeleksikon.lex.dk/Christian_6. (Fra Dansk Biografisk Leksikons 3. udgave udkom i 16 bind i perioden 1979-84 med Svend Cedergreen Bech som redaktør). Feldbæk, op. cit., s. 123. Vibæk, op. cit., s. 177.
なお、このクリスチャン 6 世に関する評判は後の時代からのもので、当時はそれほど話題になったわけでもなかった。ただ次の国王フレデリック 5 世が町中にもよく姿を現し、人々にも人気があったため、そのコントラストとして後代の目からすると目立つのであろう。Cf. Feldbæk, op. cit., s. 123.
- ¹⁵ Vibæk, op. cit., s. 177. Feldbæk, op. cit., s. 123.
- ¹⁶ https://www.dokpro.uio.no/umk_eng/myntherr/chrvi.html
- ¹⁷ アンナ・ソフィエ自身はユトランド半島のクラウスホルム Clausholm に年金付きで蟄居させられた。ただ王妃の称号だけは保持することが許された。なお、彼女は 1743 年に同地で生涯を閉じた。
- ¹⁸ Feldbæk, op. cit., s. 123.
- ¹⁹ アンナ・ソフィエの処遇に関しても率直に相談をして意見を求めている。Cf. Lomholt-Thomsen, Johs: Kilder til Danmarks historie efter 1660, Bind I, Historielæreforeningen, Gyldendal, K. 1973, s. 44.
- ²⁰ 若くて未婚である農民階層の男子全体を指す。一般的には奉公人グループの男子で、自作農、小作人、小屋住み農民の息子たちもその範疇に含まれる。農民の中では移動率が一番高い。
- ²¹ 兵役の内容自体はさほど厳しいものではなかったが、教練時の懲罰器具使用、教官である職業軍人の荒々しい扱いが不評であった。Skrubbeltrang, Fridlev: Det danske Landbosamfund 1500-800, K. 1978, s. 148.
- ²² 法律的には地主から自由証明書 frihedspas を取得できれば自由に移動できたが、地主はその発行を拒むことが多く、結果的に「逃亡」することになった
- ²³ Fridericia, J.A.: Aktstykker til oplysning om Stavnsbaandets Historie, K. 1888/1973, s. 56.
- ²⁴ Federicia, op. cit., s. 57.
- ²⁵ Skrubbeltrang, op. cit., s. 184.
- ²⁶ 史料不足から全体的規模は「非常に大きい saa stor (Fridericia, op. cit., s. 59)」とされるだけで詳細は不明である。しかし、1731 年、1732 年という民兵徴集制が 1730 年に廃止され逃亡農民が多発した 2 年間に、小作地荒廃 gårdsforsiddelse に起因する新規小作相続がそれに比例してかなり増加したという事実を基に、ローカル的にはある程度の目安を付けることが可能である。例えばシェラン地方のある 9 農場の小作契約書記録によれば (Skrubbeltrang, op. cit., s. 143)、1730-39 年に新規小作相続が合計 355 件あったが、そのうちの 126 件 (35.5 パーセント) が小作地荒廃に起因していた。民兵徴集制が廃止された後の 1731 年、1732 年にはそれが 47 パーセントに増加し、土地緊縛制が導入された 1733 年には逆に 37 パーセントに低下、その後は毎年 30 パーセント前後という状況が続いた。この数字の変化を辿ることで、1731 年、1732 年の逃亡農民の規模が大きかったであろうことが推察できる。
- ²⁷ 既述のように放棄されて荒廃した小作地に対しても国からの課税は継続されていたため地主の不満は大きかった

- ²⁸ Fredericia, op. cit., s. 67.
- ²⁹ Ibid., ss. 67-68.
- ³⁰ これ以降デンマークでは 18 世紀を通じて兵士の国産化が推進されることになる。
- ³¹ Jensen, op. cit., s. 12.
- ³² これがあれば土地緊縛制から解放された。
- ³³ Feldbæk, Ole: Gyldendals Danmarkshistorie, red. Aksel E. Christesen mf., Bind 4. K. 1982, s. 148.
- ³⁴ Cf. Olsen, Albert: Stavnbaandets virkninger paa byerne, Scania, VI, 1933.
- ³⁵ この廃止については、つぎのものが詳しい。佐保吉一「デンマークにおける土地緊縛制廃止（一七八八年）について」、飯田収治編著『西洋世界の歴史像を求めて』関西学院大学出版会、2006 年、181-204 頁。
- ³⁶ Holm, Edvard: Danmark-Norges Historie fra den Store Nordiske Krigs Slutning til Rigernes Adskillelse 1720-1814, Bind II, K. 1891, s. 644.
- ³⁷ この法律公布後の現実には勅令の目指したものと距離があった。田舎では警察機構が機能していなかったり、コペンハーゲンでは皆が礼拝にくると席が不足する状況もあった。デンマーク全体である部分「虚しい言葉 Tom Ordlyd だけの状況」があった（Holm, op. cit., s. 646.）。
- ³⁸ Holm, op. cit., s. 646.
- ³⁹ 1773 年にも同様の試みがなされたが、実現しなかった。
- ⁴⁰ Cf. Holm, op. cit., s. 650.
- ⁴¹ Larsen, Joachim: Bidrag til Den danske skoles historie, Bind 1, K. 1984, s. 233.
- ⁴² Ibid. 例えばシェラン地方では既に騎士学校の他 73 校が設置済みであるが、さらに 162 校が必要であるとの返事がきている。
- ⁴³ 勅令公布までの委員会内の動きや意見の調整については次のものが詳しい。Larsen, op. cit., ss. 236-249.
- ⁴⁴ 同時に都市を対象とした学校令も公布されている。内容的には多くのラテン語学校を閉鎖してデンマーク語学校を導入するもので、そこでキリスト教の知識を身につけ、読み書き、算数を学ぶのであった。
- ⁴⁵ 現行の 1953 年憲法第 76 条でも認められている。
- ⁴⁶ Cf. Feldbæk, Ole: Gyldendals Danmarkshistorie, red. Aksel E. Christesen mf., Bind 4. K. 1982, s. 234.
- ⁴⁷ デンマーク同様その内容の一部は 1741 年 5 月 5 日の法令 plakat で修正されている。
- ⁴⁸ Larsen, op. cit., s. 264.
- ⁴⁹ 1739 年の学校令が修正されたことにより、地主の権限・意向が強化され、教育については全国一律ではなく地主の地所ごと、換言するとローカルのなものになった。それとともに教育格差も広がった。Cf. Feldbæk, Ole: Gyldendals Danmarkshistorie, red. Aksel E. Christesen mf., Bind 4. K. 1982, s. 235.

クリスチャン 6 世関連年表

- ・ 1720 年：スウェーデンとフレデンスボー講和条約を締結して、大北方戦争が終結する。
- ・ 1730 年：フレデリック 4 世はその死の直前、日曜日の礼拝に出席することを義務づけるいわゆる「安息日勅令 Sabbatsforordning」を發布した。さらにこの法律は休日の宴会や娯楽を禁止していた。違反者の罰則は都市においては罰金で、農村部ではさらし台 gabestokken に乗せられた。このような法律に基づく敬神はドイツからデンマークに入ってきた敬虔主義 pietismen の影響であり、フレデリック 4 世は晩年にこの影響を強く受けた。

国王フレデリック 4 世が死去し（10 月 12 日）、長男がクリスチャン 6 世として即位する。国王夫妻は敬虔主義の信奉者で、彼らの熱心な信仰心が宮廷をつつむ。宮廷は君主を敬うための堅苦しくて、退屈な儀礼に明け暮れる。寡婦で義母のアンナ・ソフィエ Anna Sophie に対して国王は嫌悪感を抱いており、彼女をユトランドの Clausholm に蟄居させる。

1701 年に導入された民兵徴集制は弊害が多いとして廃止された。この影響により未婚の農業労働者であるカール Karl の多くが地所から出て行った。ギニア湾沿岸におけるデンマークの拠点クリスチャンスボーが、アクラの黒人によって包囲された。グリーンランドに渡ったハンス・イーエゼ Hans Egede が現地で石炭を発見する。

- ・1731年：国王クリスチャン6世が父王が公布した安息日勅令 Sabbatsforordning を廃止する(1月)。火災保険会社がコペンハーゲンに設立される。フレデリクスボー城の教会でクリスチャン6世と王妃 Sofie Magdalene の塗油(式)が実施される。儀式自体はロスキレ大聖堂の監督 Christen Worm が執り行なった。農業を救うための穀物税が減税される(年換算で11%減少)。困難な経済危機下にあるため、1682年に禁止された小作地を設置し領主耕作地に編入することが緩められた(～1740年)。
- ・1732年：王立特許デンマークアジア会社が設立される。この会社は40年間インドにおけるこれまでの施設を受け継ぎ、中国貿易の独占権を与えられた。ロシア・オーストリアと友好・同盟条約を結び、スレースヴィにおけるデンマークのゴットープ家領領有の保障を得る。クリスチャン6世は父王の死後コペンハーゲン城の解体を進め、自身がクリスチヤンスポー城と呼んだ城の建築が開始される。
 関税額を減額する新しい関税法が公布される(2月29日)。穀物やその他農産物の輸入には、国内農業を保護するため依然高い関税が課されている。教区牧師ブロールソン Hans Adolph Brorson が詩集「クリスマス聖歌 Nogle Julesalmer」を刊行する。
- ・1733年：クリスチヤンボー城の礎石が国王により据えられる。クリスチャン6世の王位継承と共に廃止された民兵徴集制の再導入に関連して土地緊縛制が導入され、14～36歳の兵役義務のある農民男子が、所属領地より移動することが禁じられた。これにより軍事的要請が満たされると共に必要な農業労働力が確保されることになった。なお徴兵権は領主が有することになった。
 フランスより西インド諸島の Skt. Croix 島を75万ルーブルで購入する。カリブ海植民地 Skt. Thomas 島の新総督である Philip Gardelin が厳しい罰則を盛り込んだ奴隷法を導入する。さらに西インド諸島の一つ Skt. Jan 島で大規模な奴隷反乱が発生し、約半年後に収束する。
 クリスチャン6世夫妻がノルウェーを訪問する。最初にモスに到着し、後にクリスチヤニア、ベルゲンを訪問する。クリスチャン6世はデンマークの聖職者が説教台から敬虔主義に反する見解を述べることを禁止する。
- ・1734年：ロシアのバルト海進出を背景にスウェーデンとの期間15年間の防衛同盟に署名する。見返りにスウェーデンはスレースヴィにおけるデンマーク領土を保障した。英国との条約によりデンマークは、毎年25万リスダーラを受領する代わりに6000人の援軍を送ることを義務づけられる。クリスチャン6世は農村において焼酎の製造を禁止するさらなる勅令を公布する。
 カリブ海デンマーク領の Skt. Jan 島に200人の兵士がフランス領から到来し、反乱奴隷を組織的に搜索する。大半の奴隷は捕捉あるいは殺され、同島での状況は正常化する。
- ・1735年：国王と政治的視点が異なったためローゼン克蘭ツ Ivar Rosenkrantz が解任される。デンマーク官房は移住してきたメクレンブルク家のホルステン Johan Ludvig Holstein が率いることになり、ドイツ官房はドイツ人牧師の息子シューリン Johan Sigismund Schulin が指揮をとることになった。ホルステンとシューリンは二人とも誠実かつ有能な人物で、デンマークにもうまく適応した。シューリンの方は1750年に亡くなるまでデンマーク外交を率いた。
 農業危機が深刻化し、デンマークはノルウェー南部に対する穀物輸入を禁止する勅令を公布した。総合国家経済・商業省 Generallandøkonomi- og kommercekollegium が創設され、国が貿易と産業の監督に乗り出すことになった。新安息日勅令が公布される。前回(1730年)と同様に厳しい内容のものであるが、国民の信仰心を深めることを強制する国家の権利が打ち立てられている。
 フランス当局より正式にカリブ海の St. Croix 島が譲渡され、デンマークは要塞 Christiansværn の建設を開始する。
- ・1736年：コペンハーゲン大学に法学位制度(juridisk embedseksamen)が導入され、卒業生が有能な官吏として国家行政に関わる。1月に勅令によって堅信式が導入される。デンマークにおける最初の私立銀行 Kurantbanken がコペンハーゲンに設立される。この銀行は銀との交換により、紙幣発行権を得る。商業省が外国産原料で出来ている衣服の輸入に歯止めをかけるため、贅沢品禁止勅令を公布する。グリーンランドからハンス・イーエゼが帰国する。彼の妻は前年に死去し、息子のポール・イーエゼが一時布教を続ける。ギニア湾沿岸の黒人部落 Ningo の近くにデンマークが要塞フレデリクスボーを建設する。
- ・1737年：英国との同盟条約が失効する。クリスチャン6世の指示 Instruks により、教会の管理は一部、総合教会検査省 General-kirkeinspektionskollegium の担当となる。インドにおけるデンマークの拠点トランケバルにムスリム人が絶え間なく侵入する。
- ・1738年：演劇俳優や芸人達がデンマーク・ノルウェーに入国することを禁止される。コペンハーゲンの聖母教会が、1728年の火災から約10年の修復作業を経て竣工する。
- ・1739年：英国と3年間の援助条約を結ぶ。兵役終了後の小作が強化される。学校令が公布され、5、6歳以上の児童に義務教育が実施されることになる。さらにラテン語学校でも改革が実施される。総合教会検査省がデンマーク官房の下に組織され、教会関係の視察に関することを担うようになる。

- ・1740 年：国王夫妻が未完成のクリスチャンボー城に居を移す。学校令が公布されて 1 年が経過したが、農業危機の最中、新たな負担を強いられた地主層の反対により内容が修正される。冷夏とペストの影響でノルウェーにおいて穀物価格が上昇し始め、翌年に危機的な状況を迎える。
- ・1741 年：仕立屋が外国製生地で服を縫うことが禁止される。ヘンフルート兄弟団のような平信徒の会合が禁止される。これ以降は教区牧師が承知し、許可を与えない限りいかなる集会も開催できなくなる。オーストリア継承戦争を前に、穀物価格が上昇する（コペンハーゲンではライ麦の価格が 3 倍になる）。さらに民兵徴集制が強化される（徴募人数が約 2 倍、兵役期間も 4 年間延長）。
- ・1742 年：デンマーク＝フランス同盟が締結される（1746 年に解消）。土地緊縛制が強化される（緊縛年齢が 9～40 歳に拡大）。王立学術協会が設立され、デンマーク語による刊行物が出版される。
- ・1743 年：先王の寡婦アンナ・ソフィエ Anna Sophie が Clausholm で死去する（1 月）。デンマーク最初のユダヤ教シナゴークの建設が許可される。皇太子フレデリックが英国王ジョージ 2 世の娘ルイセ Louise と結婚する（12 月）。これ以降対英関係が改善する。
- ・1744 年：大火の影響を受けた聖母教会の塔がようやく完成する。スウェーデンとの交渉により、1720 年のフレデンスボー講和条約及び 1734 年の条約を更新する。
- ・1745 年：黒海から広がってきた牛疫病がデンマークを襲い、30 万頭の家畜が犠牲となる。「祖国の歴史の為のデンマーク王立協会」が設立される。
- ・1746 年：パリ駐在の公使、ベアンストーフ J. H. E. Bernstorff によりフランスとの同盟が 3 年間延長される（4 月）。さらに、困難を乗り越えてロシアと 15 年間の防衛同盟を結ぶ。これにより、2 カ国はヨーロッパにおける互いの領土を保障し合う（6 月）。
クリスチャン 6 世が 47 歳の若さで逝去し（8 月）、23 歳の長男がフレデリック 5 世として即位する。以後、敬虔主義による修道院のような王宮もようやく明るさを取り戻す。

クリスチャン 6 世時代の参考文献一覧表（出版地がコペンハーゲン København の場合は、K. と略）

- Appel, Charlotte og Morten Fink-Jensen: Da Læreren holdt skole: Tiden før 1780 (Dansk Skolehistorie Bd. 1), Århus, 2013.
- Andersen, Dan : Store Nordiske Krig I-II, K. 2021.
- Bjerg, Hans Chr. : Danmarks stilling i Østersøen 1700-1900, K. 1977.
- Bjerg, Hans Chr. og Ole L. Frantzen: Danmark i Krig, Politikens Forlag, K. 2005.
- Cedergreen Bech, S: Oplysning og tolerance 1721-1784, Politikens Danmarkshistorie, Bd. 9, K. 1985.
- Cedergreen Bech, S: Storhandelens by, Københavns Historie Bd. 3 (1728-1830), K. 1981.
- Christensen, Svend Aage og Henning Gottlieb (red.): Danmark og Rusland i 500 år, Det sikkerheds- og nedrustningspolitiske udvalg, K. 1993.
- Engelhardt, Juliane : Pietisme og krise. Den Halleske og radikale pietisme i den danske helstat under Christian 6, Historisk Tidsskrift, Bind 116, Hæfte 2 (2016).
- Engelstoft, Poul og Svend Dahl: Christian VI, i Dansk Biografisk Leksikon, IV, K. 1933.
- Falbe-Hansen, V. : Stavnbaandsløsningen og landboreformerne, K. 1888.
- Feldbæk, Ole: Gyldendals Danmarkshistorie, red. Aksel E. Christesen mf., Bind 4, K. 1982.
- Feldbæk, Ole: Gyldendals og Politikens Danmarkshistorie, red. Olaf Olsen, Bind IX, K. 1990.
- Feldbæk, Ole: Dansk Udenrigspolitik Historie Bind 2, Gyldendal Leksikon, K. 2006.
- Fredericia, J. A. : Aktstykker til Oplysning om Stavnbaandets Historie, K. 1888.
- Garde, H. G. : De danske-norske Søgagts Historie 1700-1814, K. 1852.
- Hansgaard, Torben: Landboreformerne i Danmark i det 18. århundrede -Problemer og syspunkter-, K. 1981.
- Henningsen, Peter: Stavnbaandet, Århus, 2020.
- Holm, Edvard: Danmark-Norges Historie fra den Store Nordiske Krigs Slutning til Rigernes Adskillelse 1720-1814, Bind I, K. 1891.
- Holmgaard, Jens: Uden at landet besværes -Studie over Frederik IV' s landmilits med særlig henblik på spørgsmålet om stavnbaand og bønderkarlenes vilkår i øvrigt, K. 1999.
- Hvidtfeldt, Johan: Stavnbaandet, dets forudsætninger og virkninger, K. 1938.

-
- Hvidtfeldt, Johan: Håndbog over danske lokalhistorikere, (Den Historisk Fællesforening), K. 1952-56.
- Jensen, Birgit Bjerre: Udnævnelsesretten i enevældens magtpolitiske system 1660-1730, K. 1987.
- Jensen, Hans: Dansk Jordpolitik I, K. 1936.
- Jesperesen, Knud J.V.: Gyldendals Danmarks historie Bd. 3, (red., Søren Mørch), K. 1989.
- Jesperesen, Knud J.V.: 1648-1720, I Carsten Due-Nielsen, Ole Feldbæk og Nikolaj Petersen (red.): Danske udenrigspolitikens historie Bd. 2, Revanche og neutralitet 1648-1814, K. 2002.
- Jespersen, Knud J.V.: Danmarks Krigshistorie (1600-1720), red. Ole L. Frantzen og Knud J. V. Jespersen, K. 2010.
- Johansen, Hans Chr.: En samfundsorganisation i opbrud, Dansk socialhistorie Bd. 4, K. 1979.
- Jørgensen, Frank og Westrup, Morten: Dansk centraladministration i tiden indtil 1848, K. 1982.
- Jørgensen, Poul Johs.: Dansk Retshistorie, K. 1965.
- Larsen, Joachim: Bidrag til Den danske skoles historie, Bind 1, K. 1984.
- Lomholt-Thomsen, Johs: Kilder til Danmarks historie efter 1660, Bind I, Historielæreforeningen, Gyldendal, K. 1973.
- Løgstrup, Birgit: Bundet til jorden. Stavnsbåndet i praksis 1733-1788, Odense, 1987.
- Markussen, Ingrid: Visdommens lænker, K. 1988.
- Olden-Jørgensen, Sebastian: Dronning Anna Sophies personlighed og politiske indflydelse 1721-30, Dansk Historiske Tidsskrift, 123:1, 2023, ss. 1-16.
- Olsen, Albert: Stavnsbåndets virkninger paa byerne, Scania, VI, 1933.
- Petersen, Kai: Danmarkshistoriens hvornår skete det, K. 1985.
- Rockstroh, K. C.: Udviklingen af den nationale Hær i Danmark II-III, K. 1916-26.
- Schou, J. H. m. fl.: Schous Forordninger I-XXII, K. 1777-1840.
- Scocozza, Benito: Danmarkshistoriens hvem, hvad og hvornår, K. 1996.
- Scocozza, Benito: Politikens bog om Danske Monarker, K. 1998.
- Skipper, Jon Bloch (red.): Danmarkshistoriens Årstal, Achehoug og Det Historiske Hus, K. 2001.
- Skrubbeltrang, Fridlev: Det danske Landbosamfund 1500-1800, K. 1978.
- Østergaard, Rasmus Thestrup: Enevældens tid, systime, Århus, 2018.
- 佐保吉一「デンマーク 1733 年 2 月 4 日勅令-土地緊縛制 Stavnsbaand を中心に-」『関学西洋史論集』第 16 集、1-20 頁、1988 年。
- 佐保吉一「デンマークにおける土地緊縛制廃止（一七八八年）について」飯田収治編著『西洋世界の歴史像を求めて』関西学院大学出版会、181-204 頁、2006 年。
- 佐保吉一「デンマークにおける農民支配（18 世紀前半）—1733 年 2 月 4 日勅令—」、歴史学研究会編『世界史史料』第 6 巻、岩波書店、300-301 頁、2007 年。
- 佐保吉一「デンマーク絶対王制中期の社会政策に関する基礎研究（1）—フレデリック 4 世治世（1699-1730 年）を中心に—（上）」『東海大学文化社会学部紀要』第 5 号、2021 年。
- 佐保吉一「デンマーク絶対王制中期の社会政策に関する基礎研究（2）—フレデリック 4 世治世（1699-1730 年）を中心に—（下）」『東海大学文化社会学部紀要』第 9 号、2023 年。